

○香南香美老人ホーム組合長の職務を代理する職員の席次に関する規則

〔平成17年12月1日〕
規則第13号

改正 平成18年2月24日 規則第1号

平成19年3月30日 規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づいて、組合長の職務を代理する職員の席次は、次のとおりとする。

第1順位 特別養護老人ホーム三宝荘施設長

第2順位 特別養護老人ホーム白寿荘施設長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月24日規則第1号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。